

1 せき髄損傷に係るアフターケア

- 趣 旨
せき髄損傷者は、症状固定後においても尿路障害、褥瘡等の予防その他の医学的措置等を必要とすることがあることから、アフターケアを行うものです。
- 対象者
 - ・ 業務災害又は通勤災害によるせき髄損傷者であって、労災保険法による障害等級第3級以上の障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
 - ・ 障害等級第4級以下の障害（補償）給付を受けている方であっても、医学的に特に必要と認められる方
- 措置範囲
 - (1) 診 察 ……原則として1か月に1回程度
 - (2) 保健指導 ……診察の都度
 - (3) 保健のための処置
 - ア 褥瘡処置
医師が必要と認めた場合には、自宅等で交換のために使用する滅菌ガーゼ及び絆創膏を支給することができます。
 - イ 尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含みます。）
医師が必要と認めた場合には、自宅等で使用するためのカテーテル、留置カテーテル（収尿袋を含みます。）、カテーテル用消毒液（洗浄剤及び潤滑剤を含みます。）及び滅菌ガーゼを支給することができます。
 - ウ 薬剤の支給
 - ① 抗菌薬（抗生物質、外用薬を含みます。）
尿路感染者、尿路感染のおそれのある方及び褥瘡のある方を対象とします。
 - ② 褥瘡処置用・尿路処置用外用薬
 - ③ 排尿障害改善薬及び頻尿治療薬
 - ④ 筋弛緩薬（鎮痙薬を含みます。）
重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプに再充填する鎮痙薬を含みます。
 - ⑤ 自律神経薬
 - ⑥ 末梢神経障害治療薬
 - ⑦ 向精神薬
 - ⑧ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含みます。）
 - ⑨ 整腸薬、下剤及び浣腸薬
 - (4) 検 査

① 尿検査（尿培養検査を含みます。）	診察の都度、必要に応じて実施
② CRP検査	1年に2回程度

<p>③ 末梢血液一般・生化学的検査</p> <p>④ 膀胱機能検査（残尿測定検査を含みます。） 残尿測定検査は、超音波によるものを含みます。</p> <p>⑤ 腎臓、膀胱及び尿道のエックス線検査</p>	<p>1年に1回程度</p>
<p>⑥ 損傷せき椎及び麻痺域関節のエックス線、CT、MRI検査</p>	<p>医学的に特に必要と認められる場合に限り、1年に1回程度</p>

○ 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とします。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年間とします。

2 頭頸部外傷症候群等に係るアフターケア

- 趣 旨
- 頭頸部外傷症候群等の傷病者で、症状固定後においても神経に障害を残す場合は、季節、天候、社会環境等の変化に伴って症状に動揺をおこすことがあることから、アフターケアを行うものです。
- 対象者
- ・ 業務災害又は通勤災害により次の①～③に掲げる傷病に罹患した方で、労災保険法による障害等級第9級以上の障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
 - ① 頭頸部外傷症候群
 - ② 頸肩腕障害（※）
 - ③ 腰痛
 - ・ 障害等級第10級以下の障害（補償）給付を受けている方であっても、医学的に特に必要があると認められる方
 - （※）頸肩腕障害・・・上肢等に過度の負担のかかる業務によって、後頭部、頸部、肩甲帯、上肢、前腕、手及び指に発生した運動器の障害をいう。
- 措置範囲
- (1) 診 察 ……原則として1か月に1回程度
 - (2) 保健指導 ……診察の都度
 - (3) 保健のための処置（薬剤の支給）
 - ① 神経系機能賦活薬
 - ② 向精神薬
頭頸部外傷症候群に限ります。
 - ③ 筋弛緩薬
 - ④ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含みます。）
 - ⑤ 循環改善薬（鎮暈薬、血管拡張薬及び昇圧薬を含みます。）
血液の循環の改善を必要とするものに対して必要に応じて支給するものです。
 - (4) 検 査
- | | |
|---------|-------------------------------|
| エックス線検査 | 各傷病について必要と認められる部位について、1年に1回程度 |
|---------|-------------------------------|
- 健康管理手帳の有効期間
- 交付日から起算して2年間とします。
なお、健康管理手帳の更新はできません。

3 尿路系障害に係るアフターケア

- 趣 旨
- 尿道断裂や骨盤骨折等により、尿道狭さくの障害を残す方及び尿路変向術を受けた方は、症状固定後においても尿流が妨げられることにより腎機能障害や尿路感染症を発症するおそれがあることから、アフターケアを行うものです。
- 対象者
- 業務災害又は通勤災害により、尿道狭さくの障害を残す方又は尿路変向術を受けた方で、労災保険法による障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
- 措置範囲
- (1) 診 察 ……原則として1～3か月に1回程度
- (2) 保健指導 ……診察の都度
- (3) 保健のための処置
- ア 尿道ブジー（誘導ブジーを含みます。）
- (ア) シャリエ式尿道ブジー第20番が辛うじて通り、時々拡張術を行う必要があるものの回数は、1～4か月に1回程度とします。
- (イ) シャリエ式尿道ブジー第16番程度又は第19番程度により拡張術を要するものの回数は、目標番数（通常は20番）に達するまでの3～6か月は週1回程度とし、目標番数に達した後は、1～4か月に1回（尿道の状態の確認のための尿道ブジー）とします。
- (ウ) シャリエ式尿道ブジー第15番程度以下のブジーにより拡張術を要するものの回数は、上記(イ)と同様とします。
- (エ) 糸状ブジーが辛うじて通るものは、再発として取り扱われるものです。
- イ 尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含みます。）
- 医師が必要と認めた場合には、自宅等で使用するためのカテーテル、留置カテーテル（収尿袋を含みます。）、カテーテル用消毒液（洗浄剤及び潤滑剤を含みます。）及び滅菌ガーゼを支給することができます。
- ウ 薬剤の支給
- ①～⑤の薬剤については、尿道ブジー及び尿路処置の実施の都度、必要に応じて1週間分程度支給することができます。
- ① 止血薬
- ② 抗菌薬（抗生物質を含みます。）
- ③ 自律神経薬
- ④ 鎮痛・消炎薬
- ⑤ 尿路処置用外用薬
- ⑥ 排尿障害改善薬及び頻尿治療薬
- (4) 検 査

① 尿検査（尿培養検査を含む。）	1～3か月に1回程度
------------------	------------

② 末梢血液一般・生化学的検査 ③ CRP検査	1年に2回程度
④ エックス線検査 ⑤ 腹部超音波検査	1年に1回程度
⑥ CT検査	代用膀胱を造設した方に対し、1年に1回程度

○ 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とします。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

4 慢性肝炎に係るアフターケア

- 趣 旨

慢性肝炎にり患した方で、症状固定後においてもウイルスの持続感染が認められる方は、肝炎の再燃又は肝病変の進行をきたすおそれがあることから、アフターケアを行うものです。
- 対象者

業務災害又は通勤災害によりウイルス肝炎にり患した方で、労災保険法による障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
- 措置範囲
 - (1) 診 察
 - ア HB e 抗原陽性の方及びC型肝炎ウイルスに感染している方は、原則として1か月に1回程度
 - イ HB e 抗原陰性の方は、原則として6か月に1回程度
 - (2) 保健指導・・・診察の都度
 - (3) 検 査

① 末梢血液一般検査	6か月に1回程度
② 生化学的検査	(ア) HB e 抗原陽性者及びC型肝炎ウイルス感染者は、1か月に1回程度 (イ) HB e 抗原陰性者は、6か月に1回程度
③ 腹部超音波検査	6か月に1回程度
④ B型肝炎ウイルス感染マーカー ⑤ HCV抗体 ⑥ HCV-RNA同定（定性）検査 ⑦ AFP（ α -フェトプロテイン） ⑧ PIVKA-II ⑨ プロトロンビン時間検査 ⑩ CT検査	医学的に特に必要と認められる場合に限ります。

- 健康管理手帳の有効期間
 - (1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とします。
 - (2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

5 白内障等の眼疾患に係るアフターケア

- 趣 旨
- 白内障等の眼疾患に罹患した方は、症状固定後においても視機能に動揺をきたすおそれがあることから、アフターケアを行うものです。

- 対象者
- ・ 業務災害又は通勤災害による白内障、緑内障、網膜剥離、角膜疾患、眼瞼内反等の眼疾患の傷病者で、労災保険法による障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
 - ・ 障害（補償）給付を受けていない方（症状固定した方に限ります。）であっても、医学的に特に必要があると認められる方

- 措置範囲
- (1) 診 察 ……原則として1か月に1回程度
 - (2) 保健指導 ……診察の都度
 - (3) 保健のための処置
 - ア 睫毛抜去
眼瞼内反による睫毛乱生のために必要な方に対して行うものです。
 - イ 薬剤の支給
 - ① 外用薬
 - ② 眼圧降下薬
 - (4) 検 査

<ol style="list-style-type: none">① 矯正視力検査② 屈折検査③ 細隙燈顕微鏡検査④ 前房隅角検査⑤ 精密眼圧測定⑥ 精密眼底検査⑦ 量的視野検査	診察の都度、必要に応じて実施
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

- 健康管理手帳の有効期間
- (1) 新規の交付
交付日から起算して2年間とします。
 - (2) 更新による再交付
更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

6 振動障害に係るアフターケア

- 趣 旨

振動障害にり患した方は、症状固定後においても季節の変化等に伴い、後遺症状に動揺をきたす場合が見られることから、アフターケアを行うものです。
- 対象者

業務災害による振動障害の傷病者で、労災保険法による障害補償給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
- 措置範囲
 - (1) 診 察 ……原則として1か月に2～4回程度（寒冷期においては、医師の意見を踏まえその必要とする回数）
 - (2) 保健指導 ……診察の都度

特に身体局所に対する振動刺激を避けるよう努めさせるとともに、防寒・保温、適度の運動の実施、喫煙の禁止等日常生活上の配慮について指導するものとします。
 - (3) 保健のための処置
 - ア 理学療法 ……必要と認められる場合
 - イ 注 射 ……特に必要と認められる場合、一時的な消炎・鎮痛のために行います。
 - ウ 薬剤の支給
 - ① ニコチン酸薬
 - ② 循環ホルモン薬
 - ③ ビタミンB₁、B₂、B₆、B₁₂、E剤
 - ④ C a拮抗薬
 - ⑤ 交感神経α-受容体抑制薬
 - ⑥ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含みます。）
 - (4) 検 査

<ul style="list-style-type: none"> ① 末梢血液一般・生化学的検査 ② 尿検査 ③ 末梢循環機能検査 <ul style="list-style-type: none"> (i) 常温下皮膚温・爪圧迫検査 (ii) 冷水負荷皮膚温・爪圧迫検査 ④ 末梢神経機能検査 <ul style="list-style-type: none"> (i) 常温下痛覚・振動覚検査 (ii) 冷水負荷痛覚・振動覚検査 (iii) 神経伝導速度検査（遅発性尺骨神経麻痺の場合に限ります。） ⑤ 末梢運動機能検査 <ul style="list-style-type: none"> 握力の検査 	<p>1年に1回程度</p>
<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 手関節及び肘関節のエックス線検査 	<p>放射線による身体的影響を考</p>

	慮して必要と認められる方に限り、2年に1回程度
--	-------------------------

○ 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して2年間とします。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

7 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折に係るアフターケア

- 趣 旨
- 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者は、症状固定後においても大腿骨骨頭壊死の発症をきたすおそれがあることから、アフターケアを行うものです。

- 対象者
- ・ 業務災害又は通勤災害による大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折の傷病者で、労災保険法による障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
 - ・ 障害（補償）給付を受けていない方（症状固定した方に限ります。）であっても、医学的に特に必要があると認められる方

- 措置範囲
- (1) 診 察 ……原則として3～6か月に1回程度
 - (2) 保健指導 ……診察の都度
 - (3) 保健のための処置（薬剤の支給）
鎮痛・消炎薬（外用薬を含みます。）
 - (4) 検 査

① 末梢血液一般・生化学的検査 ② エックス線検査	3～6か月に1回程度
③ シンチグラム、CT、MRI検査	医学的に特に必要と認められる場合に 限ります。

- 健康管理手帳の有効期間
- (1) 新規の交付
交付日から起算して3年間とします。
 - (2) 更新による再交付
更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

8 人工関節・人工骨頭置換に係るアフターケア

- 趣 旨
- 人工関節及び人工骨頭を置換した方は、症状固定後においても人工関節及び人工骨頭の耐久性やルースニング（機械的又は感染）により症状発現するおそれがあることから、アフターケアを行うものです。

- 対象者
- 業務災害又は通勤災害により、人工関節及び人工骨頭を置換した方で、労災保険法による障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方

- 措置範囲
- (1) 診 察 ……原則として3～6か月に1回程度
 - (2) 保健指導 ……診察の都度
 - (3) 保健のための処置（薬剤の支給）
鎮痛・消炎薬（外用薬を含みます。）
 - (4) 検 査

① 末梢血液一般・生化学的検査 ② エックス線検査	3～6か月に1回程度
③ CRP検査	1年に2回程度
④ シンチグラム検査	医学的に特に必要と認められる場合に 限ります。

- 健康管理手帳の有効期間
- (1) 新規の交付
交付日から起算して3年間とします。
 - (2) 更新による再交付
更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年間とします。

9 慢性化膿性骨髄炎に係るアフターケア

- 趣 旨
- 骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した方は、症状固定後においても骨髄炎が再燃するおそれがあることから、アフターケアを行うものです。

- 対象者
- 業務災害又は通勤災害による骨折等により化膿性骨髄炎を併発し、引き続き慢性化膿性骨髄炎に移行した方であって、労災保険法による障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方

- 措置範囲
- (1) 診 察 ……原則として1～3か月に1回程度
 - (2) 保健指導 ……診察の都度
 - (3) 保健のための処置（薬剤の支給）
 - ① 抗菌薬（抗生物質、外用薬を含みます。）
 - ② 鎮痛・消炎薬（外用薬を含みます。）
 - (4) 検 査

① 末梢血液一般・生化学的検査	1～3か月に1回程度
② 細菌検査	診察の都度、必要に応じて実施
③ CRP検査	1年に2回程度
④ エックス線検査	3～6か月に1回程度
⑤ シンチグラム、CT、MRI検査	医学的に特に必要と認められる場合に限ります。

- 健康管理手帳の有効期間
- (1) 新規の交付
交付日から起算して3年間とします。
 - (2) 更新による再交付
更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

10 虚血性心疾患等に係るアフターケア

○ 趣 旨

虚血性心疾患にり患した方及びペースメーカ又は除細動器を植え込んだ方は、症状固定後においても、狭心症、不整脈あるいは心機能障害が残存することが多く、また、植え込んだペースメーカ又は除細動器は、身体条件の変化や機器の不具合等により不適正な機器の作動が生じるおそれがあることから、アフターケアを行うものです。

○ 対象者

(1) 虚血性心疾患にり患した方

- ・ 業務災害により虚血性心疾患にり患した方で、労災保険法による障害等級第9級以上の障害補償給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
- ・ 障害等級第10級以下の障害補償給付を受けている方であっても、医学的に特に必要があると認められる方

(2) ペースメーカ又は除細動器を植え込んだ方

業務災害又は通勤災害によりペースメーカ又は除細動器を植え込んだ方で、労災保険法による障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方

○ 措置範囲

(1) 診 察

ア 虚血性心疾患にり患した方は、原則として1か月に1回程度

イ ペースメーカ又は除細動器を植え込んだ方は、原則として1～3か月に1回程度

(2) 保健指導・・・診察の都度

(3) 保健のための処置

ア ペースメーカ又は除細動器の定期チェック

ペースメーカ又は除細動器のパルス幅、スパイク間隔、マグネットレート、刺激閾値、感度等の機能指標の計測とともに、アフターケア上必要な指導を行うため、6か月～1年に1回程度実施するものとします。

イ 薬剤の支給

- ① 抗狭心症薬
- ② 抗不整脈薬
- ③ 心機能改善薬
- ④ 循環改善薬（利尿薬を含みます。）
- ⑤ 向精神薬

(4) 検 査

ア 虚血性心疾患にり患した方

① 末梢血液一般・生化学的検査	1か月に1回程度
② 尿検査	
③ 心電図検査（安静時及び負荷検査）	
④ 胸部エックス線検査	

⑤ ホルター心電図検査 ⑥ 心臓超音波検査 ⑦ 心臓核医学検査	医学的に特に必要と認められる 場合に限りします。
---------------------------------------	-----------------------------

イ ペースメーカー又は除細動器を植え込んだ方

① 末梢血液一般・生化学的検査 ② 尿検査 ③ 心電図検査（安静時及び負荷検査）	1～6か月に1回程度
④ 胸部エックス線検査	6か月に1回程度
⑤ ホルター心電図検査	1年に1回程度
⑥ 心臓超音波検査 ⑦ 心臓核医学検査	医学的に特に必要と認められる 場合に限りします。

○ 健康管理手帳の有効期間 _____

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とします。

(2) 更新による再交付

ア 虚血性心疾患にり患した方

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

イ ペースメーカー又は除細動器を植え込んだ方

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年間とします。

1 1 尿路系腫瘍に係るアフターケア

- 趣 旨 _____
尿路系腫瘍にり患した方は、症状固定後においても再発する可能性が非常に高いため定期的な検査が必要となることから、アフターケアを行うものです。

- 対象者 _____
業務に起因する尿路系腫瘍にり患し、労災保険法による療養補償給付を受けている方で、この尿路系腫瘍が症状固定したと認められる方のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方

- 措置範囲 _____
- (1) 診 察 ……原則として1か月に1回程度
 - (2) 保健指導 ……診察の都度
 - (3) 保健のための処置（薬剤の支給）
 - ① 再発予防のための抗がん薬
医学的に特に必要と認められる場合にのみ行われ、投与期間は症状固定後1年以内とします。
 - ② 抗菌薬（抗生物質を含みます。）
 - (4) 検 査

① 尿検査（尿培養検査を含みます。） ② 尿細胞診検査	1か月に1回程度
③ 内視鏡検査 ④ 超音波検査 ⑤ 腎盂造影検査 ⑥ C T検査	3～6か月に1回程度

- 健康管理手帳の有効期間 _____
- (1) 新規の交付
交付日から起算して3年間とします。
 - (2) 更新による再交付
更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

12 脳の器質性障害に係るアフターケア

- 趣 旨
脳に器質的損傷が出現した方で、症状固定後においても精神又は神経に障害を残す方は、季節、天候、社会環境等の変化に伴って症状に動揺をおこすことがあることから、アフターケアを行うものです。
- 対象者
・ 業務災害又は通勤災害により次の①～⑤に掲げる傷病に由来する脳の器質性障害が残存した方で、労災保険法による障害等級第9級以上の障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
 - ① 外傷による脳の器質的損傷
 - ② 一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを除きます。）
 - ③ 減圧症
 - ④ 脳血管疾患
 - ⑤ 有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを含みます。）を除きます。）
- ・ 障害等級第10級以下の障害（補償）給付を受けている方であっても、医学的に特に必要があると認められる方
- 措置範囲
(1) 診 察 ……原則として、1か月に1回程度
(2) 保健指導 ……診察の都度
(3) 保健のための処置
 - ア 精神療法及びカウンセリング
アフターケアとして実施する精神療法及びカウンセリングは、治療ではなく、後遺症状の増悪を防止するための保健上の措置であることから、その処置内容については、生活指導に重点を置いたものとします。
 - イ 四肢麻痺等が出現した方については、褥瘡処置及び尿路処置が必要となることから、次の処置及び処置に伴う必要な材料の支給を行うことができます。
 - ① 褥瘡処置
医師が必要と認めた場合には、自宅等で交換のために使用する滅菌ガーゼ及び絆創膏を支給することができます。
 - ② 尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含みます。）
医師が必要と認めた場合には、自宅等で使用するためのカテーテル、留置カテーテル（収尿袋を含みます。）、カテーテル用消毒液（洗浄剤及び潤滑剤を含みます。）及び滅菌ガーゼを支給することができます。
 - ウ 薬剤の支給
 - ① 神経系機能賦活薬
 - ② 向精神薬
 - ③ 筋弛緩薬
 - ④ 自律神経薬
 - ⑤ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含みます。）
 - ⑥ 抗パーキンソン薬

- ⑦ 抗てんかん薬
外傷性てんかんのある方及び外傷性てんかん発症のおそれのある方に対して支給するものです。
- ⑧ 循環改善薬（鎮暈薬、血管拡張薬及び昇圧薬を含みます。）
血液の循環の改善を必要とする方に対して必要に応じて支給するものです。
上記のほか、四肢麻痺等が出現した方については、褥瘡処置及び尿路処置が必要となることから、次の薬剤を支給することができます。
- ① 抗菌薬（抗生物質、外用薬を含みます。）
尿路感染者、尿路感染のおそれのある方及び褥瘡のある方を対象とします。
- ② 褥瘡処置用・尿路処置用外用薬
- ③ 排尿障害改善薬及び頻尿治療薬
- ④ 筋弛緩薬（鎮痙薬を含みます。）
重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプに再充填する鎮痙薬を含みます。
- ⑤ 末梢神経障害治療薬
- ⑥ 整腸薬、下剤及び浣腸薬

(4) 検 査

① 末梢血液一般・生化学的検査 ② 尿検査 ③ 脳波検査 ④ 心理検査	1年に1回程度
⑤ 視機能検査（眼底検査等も含みます。）	1年に1回程度（眼に関する病訴は、対象傷病による調節障害もありますが、業務上の事由又は通勤による疾病以外の疾病等によるものも少なくないため、これとの鑑別上必要な場合に実施するものとします。）
⑥ 前庭平衡機能検査	1年に1回程度（めまい感又は身体平衡障害の病訴のある方に対して必要な場合に実施するものとします。）
⑦ 頭部のエックス線検査	1年に1回程度
⑧ 頭部のCT、MRI検査	医学的に特に必要と認められる場合に限り、1年に1回程度

上記のほか、四肢麻痺等が出現した者については、褥瘡処置及び尿路処置が必要となることから、必要に応じて次の検査をそれぞれの範囲内で行うことができます。

① 尿検査（尿培養検査を含みます。）	診察の都度、必要に応じて実施
② CRP検査	1年に2回程度

<p>③ 膀胱機能検査（残尿測定検査を含みます。） 残尿測定検査は、超音波によるものを含みます。</p> <p>④ 腎臓、膀胱及び尿道のエックス線検査</p>	<p>1年に1回程度</p>
<p>⑤ 麻痺域関節のエックス線、CT、MRI検査</p>	<p>医学的に特に必要と認められる場合に限って、1年に1回程度</p>

○ 健康管理手帳の有効期間 _____

(1) 新規の交付

ア 外傷による脳の器質的損傷、一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを除きます。）及び減圧症にり患した方
交付日から起算して2年間とします。

イ 脳血管疾患及び有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒（炭鉱災害によるものを含みま
す。）を除きます。）にり患した方
交付日から起算して3年間とします。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

13 外傷による末梢神経損傷に係るアフターケア

- 趣 旨
- 外傷により末梢神経を損傷した方は、症状固定後においても末梢神経の損傷に起因するRSD（反射性交感神経ジストロフィー）及びカウザルギーによる激しい疼痛等の緩和を必要とすることがあることから、アフターケアを行うものです。

- 対象者
- 業務災害又は通勤災害による外傷により末梢神経損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛が残存する方で、労災保険法による障害等級第12級以上の障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方

- 措置範囲
- (1) 診 察 ……原則として1か月に1～2回程度
 - (2) 保健指導 ……診察の都度
 - (3) 保健のための処置
 - ア 注 射 ……1か月に2回を限度として神経ブロックを行うことができます。
(診察の結果、特に疼痛が激しく神経ブロックもやむを得ないと医師が判断した場合に限ります。)
 - イ 薬剤の支給
 - ① 鎮痛・消炎薬（外用薬を含みます。）
 - ② 末梢神経障害治療薬
 - (4) 検 査

① 末梢血液一般・生化学的検査 ② 尿検査	1か月に1回程度
③ エックス線検査 ④ 骨シンチグラフィ検査	医学的に特に必要と認められる場合に限 り、1年に2回程度

- 健康管理手帳の有効期間
- (1) 新規の交付
交付日から起算して3年間とします。
 - (2) 更新による再交付
更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

1 4 熱傷に係るアフターケア

- 趣 旨
- 熱傷の傷病者は、症状固定後においても傷痕による皮膚のそう痒、湿疹、皮膚炎等の後遺症状を残すことがあることから、アフターケアを行うものです。

- 対象者
- ・ 業務災害又は通勤災害による熱傷の傷病者で、労災保険法による障害等級第1 2級以上の障害(補償)給付を受けている方又は受けると見込まれる方(症状固定した方に限ります。)のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
 - ・ 後遺障害の程度が「男性の外ばうに醜状を残すもの」(障害等級第1 4級)に該当する方のうち医学的に早期にアフターケアが必要であると認められる方

- 措置範囲
- (1) 診 察 ……原則として1か月に1回程度
 - (2) 保健指導 ……診察の都度
 - (3) 保健のための処置(薬剤の支給)
外用薬等(抗菌薬を含みます。)
 - (4) 検 査

① 末梢血液一般・生化学的検査	1年に1回程度
② 尿検査	

- 健康管理手帳の有効期間
- (1) 新規の交付
交付日から起算して3年間とします。
 - (2) 更新による再交付
更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

15 サリン中毒に係るアフターケア

○ 趣 旨

特に異常な状況下において、強力な殺傷作用を有するサリンに中毒した方は、症状固定後においても、縮瞳、視覚障害、末梢神経障害、筋障害、中枢神経障害、心的外傷後ストレス障害等の後遺症状について増悪の予防その他の医学的措置を必要とすることから、アフターケアを行うものです。

○ 対象者

業務災害又は通勤災害（「いわゆる「地下鉄サリン事件」）によりサリンに中毒した方で、労災保険法による療養（補償）給付を受けて、サリン中毒が症状固定した方のうち、次の①～④に掲げる後遺症状によって、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方

- ① 縮瞳、視覚障害等の眼に関連する障害
- ② 筋萎縮、筋力低下、感覚障害等の末梢神経障害及び筋障害
- ③ 記憶力の低下、脳波の異常等の中枢神経障害
- ④ 心的外傷後ストレス障害

○ 措置範囲

- (1) 診 察 ……原則として1か月に1回程度
- (2) 保健指導 ……診察の都度
- (3) 保健のための処置

ア 精神療法及びカウンセリングの実施

- (ア) 後遺症状として心的外傷後ストレス障害があると認められる方について、専門の医師による精神療法及びカウンセリングを行うことができます。
- (イ) アフターケアとして実施する精神療法及びカウンセリングは、治療ではなく、後遺症状の増悪を防止するための保健上の措置であることから、その処置内容については、生活指導に重点を置いたものとします。

イ 薬剤の支給

- ① 点眼薬
- ② 神経系機能賦活薬
- ③ 向精神薬
- ④ 自律神経薬
- ⑤ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含みます。）

(4) 検 査

<ol style="list-style-type: none">① 末梢血液一般・生化学的検査② 尿検査③ 視機能検査（眼底検査を含みます。）④ 末梢神経機能検査（神経伝達速度検査）⑤ 心電図検査⑥ 筋電図検査⑦ 脳波検査⑧ 心理検査	1年に2回程度
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

○ 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とします。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

1 6 精神障害に係るアフターケア

- 趣 旨
- 業務による心理的負荷（通勤災害に伴う心理的負荷を含みます。）を原因として精神障害を発病した方は、症状固定後においてもその後遺症状について増悪の予防その他の医学的措置を必要とすることから、アフターケアを行うものです。

- 対象者
- 業務による心理的負荷（通勤災害に伴う心理的負荷を含みます。）を原因として精神障害を発病した方で、労災保険法による療養補償給付を受けて、この精神障害が症状固定した方のうち、次の①～④に掲げる後遺症状によって、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
- ① 気分の障害（抑うつ、不安等）
 - ② 意欲の障害（低下等）
 - ③ 慢性化した幻覚性の障害又は慢性化した妄想性の障害
 - ④ 記憶の障害又は知的能力の障害

- 措置範囲
- (1) 診 察 ……原則として1か月に1回程度
 - (2) 保健指導 ……診察の都度
 - (3) 保健のための処置
 - ア 精神療法及びカウンセリングの実施
 - (ア) 後遺症状として気分の障害又は慢性化した幻覚性の障害若しくは慢性化した妄想性の障害があると認められる者については、診察の都度、必要に応じて専門の医師による精神療法及びカウンセリングを行うことができます。
 - (イ) アフターケアとして実施する精神療法及びカウンセリングは、治療ではなく、後遺症状の増悪を防止するための保健上の措置であることから、その処置内容については、生活指導に重点を置いたものとします。
 - イ 薬剤の支給
 - ① 向精神薬
 - ② 神経系機能賦活薬
 - (4) 検 査

① 心理検査 ② 脳波検査、CT、MRI検査	1年に2回程度
③ 末梢血液一般・生化学的検査	向精神薬を使用している場合に、1年に2回程度

- 4 健康管理手帳の有効期間
- (1) 新規の交付
交付日から起算して3年間とします。
 - (2) 更新による再交付
更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

17 循環器障害に係るアフターケア

- 趣 旨

心臓弁を損傷した方、心膜の病変を残す方及び人工弁又は人工血管に置換した方は、症状固定後においても心機能の低下を残したり、血栓の形成により循環不全や脳梗塞等をきたすおそれがあることから、アフターケアを行うものです。
- 対象者
 - (1) 心臓弁を損傷した方、心膜の病変の障害を残す方又は人工弁に置換した方

業務災害又は通勤災害により、心臓弁を損傷した方、心膜の病変の障害を残す方又は人工弁に置換した方で、労災保険法による障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
 - (2) 人工血管に置換した方

業務災害又は通勤災害により人工血管に置換した方で、症状固定した方のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方
- 措置範囲
 - (1) 診 察 ……原則として1～3か月に1回程度
 - (2) 保健指導 ……診察の都度
 - (3) 保健のための処置（薬剤の支給）
 - ① 抗不整脈薬
 - ② 心機能改善薬
 - ③ 循環改善薬（利尿薬を含みます。）
 - ④ 向精神薬

心臓弁を損傷した方及び人工弁に置換した方に対し支給するものです。
 - ⑤ 血液凝固阻止薬

人工弁又は人工血管に置換した方に対し支給するものです。
 - (4) 検 査

① 末梢血液一般・生化学的検査 ② 尿検査	1～6か月に1回程度
③ 心電図検査（安静時及び負荷検査） ④ エックス線検査	3～6か月に1回程度
⑤ 心音図検査	人工弁に置換した方に対し、3～6か月に1回程度
⑥ 心臓超音波検査	人工弁又は人工血管に置換した方に対し、1年に1回程度
⑦ CRP検査	人工弁又は人工血管に置換した方に対し

	し、1年に2回程度
⑧ 脈波図検査	人工血管に置換した方に対し、1年に1回程度
⑨ CT又はMRI検査	人工血管に置換した方に対し、医学的に特に必要と認められる場合に限ります。

○ 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とします。

(2) 更新による再交付

ア 心臓弁を損傷した方及び心膜の病変を残す方

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

イ 人工弁又は人工血管に置換した方

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して5年間とします。

18 呼吸機能障害に係るアフターケア

- 趣 旨
- 呼吸機能障害を残す方は、症状固定後においても咳や痰等の後遺症状を残すため、その症状の軽減及び悪化の防止を図る必要があることから、アフターケアを行うものです。

- 対象者
- 業務災害又は通勤災害により呼吸機能障害を残す方で、労災保険法による障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方

- 措置範囲

- (1) 診 察 ……原則として1か月に1回程度
- (2) 保健指導 ……診察の都度
特に喫煙者に対しては、日常生活上の配慮として喫煙の禁止について指導するものとします。
私病であるニコチン依存症の治療を行うことはできません。
- (3) 保健のための処置（薬剤の支給）
 - ① 去痰薬
 - ② 鎮咳薬
 - ③ 喘息治療薬
 - ④ 抗菌薬（抗生物質を含みます。）
 - ⑤ 呼吸器用吸入薬及び貼付薬
 - ⑥ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含みます。）
- (4) 検 査

① 末梢血液一般・生化学的検査 ② CRP検査 ③ 喀痰細菌検査 ④ スパイログラフィー検査 ⑤ 胸部エックス線検査	1年に2回程度
⑥ 血液ガス分析	1年に2～4回程度
⑦ 胸部CT検査	1年に1回程度

- 健康管理手帳の有効期間

- (1) 新規の交付
交付日から起算して3年間とします。
- (2) 更新による再交付
更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

19 消化器障害に係るアフターケア

○ 趣 旨

消化器を損傷した方で、症状固定後においても、消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害又は膀胱機能障害（以下「消化吸収障害等」といいます。）の障害を残す方は、腹痛や排便機能障害等を発症するおそれがあること、また、消化器ストマ（大腸皮膚瘻、小腸皮膚瘻及び人工肛門）を造設するに至った方は、反応性びらん等を発症するおそれがあることから、アフターケアを行うものです。

○ 対象者

業務災害又は通勤災害により、消化吸収障害等を残す方又は消化器ストマを造設した方であって、労災保険法による障害（補償）給付を受けている方又は受けると見込まれる方（症状固定した方に限ります。）のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方

○ 措置範囲

(1) 診 察 ……原則として1か月に1回程度

(2) 保健指導 ……診察の都度

(3) 保健のための処置

ア ストマ処置

（ストマを造設された方に、それぞれのストマの管理の方法を指導したり、管理の援助をすることです。）

イ 外瘻の処置

軽微な外瘻が認められる方に対し、外瘻周辺の反応性びらん等の発症を予防するために実施するものです。

ウ 自宅等で使用するための滅菌ガーゼの支給

エ 薬剤の支給

① 整腸薬、止瀉薬

② 下剤、浣腸薬

③ 抗貧血用薬

④ 消化性潰瘍用薬

逆流性食道炎が認められる場合に支給するものです。

⑤ 蛋白分解酵素阻害薬

⑥ 消化酵素薬

⑦ 抗菌薬（抗生物質、外用薬を含みます。）

⑧ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含みます。）

(4) 検 査

① 末梢血液一般・生化学的検査 ② 尿検査	3か月に1回程度
③ 腹部超音波検査 ④ 消化器内視鏡検査（ERCPを含みます。）	医学的に特に必要と認められる場合に限ります。

⑤ 腹部エックス線検査

⑥ 腹部C T検査

○ 健康管理手帳の有効期間

(1) 新規の交付

交付日から起算して3年間とします。

(2) 更新による再交付

更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。

20 炭鉱災害による一酸化炭素中毒に係るアフターケア

- 趣 旨
- 炭鉱災害による一酸化炭素中毒にり患した方は、症状固定後においても季節、天候、社会環境等の変化に随伴して精神又は身体の後遺症に動揺をおこすことがあることから、アフターケアを行うものです。

- 対象者
- 炭鉱災害による一酸化炭素中毒について労災保険法による療養補償給付を受けていた方で、症状固定した方のうち、医学的に早期にアフターケアの実施が必要であると認められる方

- 措置範囲
- (1) 診 察・・・原則として1か月に1回程度
 - (2) 保健指導・・・診察の都度
 - (3) 保健のための処置（薬剤の支給）
 - ① 脳機能賦活薬
 - ② 向精神薬
 - ③ 筋弛緩薬（鎮痙薬を含みます。）
 - ④ 鎮痛薬
 - ⑤ 血管拡張薬
 - ⑥ 抗パーキンソン薬
 - ⑦ 抗痙攣薬
 - ⑧ 内服昇圧薬
 - (4) 検 査(健康診断)

① 全身状態の検査 ② 自覚症状の検査 ③ 精神、神経症状の一般的検査	1年に1回程度
④ 尿中の蛋白、糖及びウロビリノーゲンの検査 ⑤ 赤血球沈降速度及び白血球数の検査 ⑥ 視野検査 ⑦ 脳波検査 ⑧ 心電図検査 ⑨ 胸部エックス線検査 ⑩ C T、MR I 検査	①～③の検査の結果、医学的に特に必要と認められる場合に限ります。

- 健康管理手帳の有効期間
- (1) 新規の交付
交付日から起算して3年間とします。
 - (2) 更新による再交付
更新前の手帳の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間とします。